

被扶養者(認定)届について

【被扶養者となるための条件】

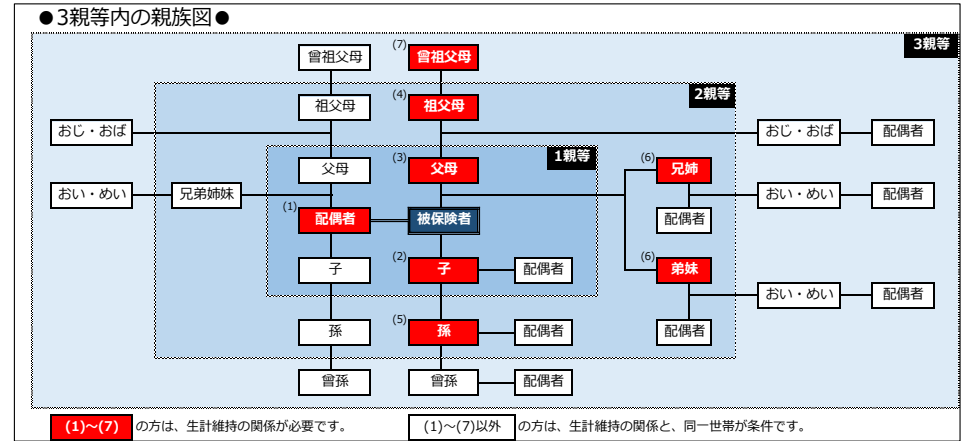
1. 被扶養者の範囲(三親等以内の親族)に含まれていること
2. 被扶養者が、主として被保険者の収入で生計を維持していること
3. 国内に住所を有する(住民基本台帳に住民登録されている)こと

【扶養家族が、主として被保険者の収入で生計を維持していることの要件】

1. 被保険者と同居している場合、扶養家族の年収が130万未満で、かつ被保険者の収入の半分未満
2. 被保険者と別居している場合、扶養家族の年収が130万未満で、かつ被保険者からの仕送額(援助額)より少ないこと
(※扶養家族が60歳以上または障害年金受給者の場合は上記の年収が180万未満)
(※扶養家族が19歳以上25歳未満(被保険者の配偶者は除く)の場合は令和7年10月1日から上記年収が150万未満)

必要書類一覧

- ※被保険者と同居していることが条件の人は全員の住民票(写)と続柄確認書類が必要
※申請する対象者の状況に応じて別途、追加で確認書類の提出が必要な場合があります



申請時の状況	必要書類	配偶者	子18歳以上	子18歳未満	父母祖父母	兄弟姉妹孫	義父母おじおば	甥姪	備考	
	被扶養者認定資料	○	○	—	○	○	○	○	18歳の子で高校生は省略可 18歳未満の子で実子ではない場合は必要	
給与(パート・アルバイト)収入がある	①直近3ヶ月の給与明細書(写) または ②労働条件通知書等(写)と給与収入に関する申立書	○	○	—	○	○	○	○	労働条件通知書等で年間収入が判定(計算)できない場合は、①が必要	
年金収入がある	直近の年金振込通知書(写) または年金改定通知書(写)	○	○	—	○	○	○	○	公的年金すべて(国民・厚生・遺族・障害・共済・農業など)	
自営業・不動産(家賃)・農業等の収入がある	直近の確定申告書(写)一式 ※確定申告書第1表、収支内訳書(損益計算書)、計算明細書など税務申告している全ての書類の写し	○	○	—	○	○	○	○	自営業者等の収入は「総収入から「直接的必要経費(※)」を差し引いた額」 ※直接的必要経費とは、「生産活動に要する原材料費等の費用」です 税法上の必要経費とは異なります	
傷病手当金など休業補償を受給している	受給している期間および金額がわかる書類(写)	○	○	—	○	○	○	○	受給満了の場合は、満了日のわかるもの	
過去3年間収入無	直近の非課税証明書	○	○	—	○	○	○	○	被保険者の資格取得時に過去3年間無職、無収入であり、前健康保険から引き継ぎ被扶養者として加入し、かつ税法上の被扶養者である妻は添付省略可 退職後任意継続被保険者であった場合は、前保険者の発行する資格喪失証明書が必要	
退職した	資格喪失証明書または離職票1.2(写)	○	○	—	○	○	○	○	基本日額3,612円以上の場合には認定できません 申請時点で雇用保険の手続きをしていない場合、誓約書をご提出ください	
雇用保険加入していた場合	失業給付を受給する	誓約書 雇用保険受給資格者証(写)	○	○	—	○	○	○	○	受給要件を満たしていない場合も提出が必要
	失業給付を延長・保留する	誓約書	○	○	—	○	○	○	○	
	失業給付を受給しない	誓約書	○	○	—	○	○	○	○	
雇用保険に加入していない場合	退職日および雇用保険未加入であったことがわかる書類	○	○	—	○	○	○	○		
同居を開始した	被保険者、扶養したい方の住民票(写)	○	○	○	○	○	○	○		
別居している	直近3か月分の仕送りが確認できる書類の写し	○	○	—	○	○	同居が条件	同居が条件	被保険者が単身赴任の場合は記載のうえ省略可	
学生	学生証(写)・	○	○	—	○	○	○	○	有効期限の記載があるもの(学生証の裏面に有効期限がある場合は両面写しが必要)	
内縁関係	被保険者、扶養したい方双方の 戸籍謄本(写)、住民票(写)	○	—	—	—	—	—	—	住民票は続柄欄に内縁の妻や未届の妻と記載があるもの	
夫婦共同扶養の子の場合	配偶者の年間収入が確認できる給与・賞与明細書等の写し	—	○	○	—	—	—	—		

日本国内に住所がない(住民基本台帳に住民登録されていない)方で国内居住要件の例外に該当する場合の必要書類

例外として認められる事由	必要書類	※確認書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付が必要。
1. 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し	
2. 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し	
3. 観光、保護又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航するもの	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し	
4. 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、2と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し	